

# ✈ 令和6年度秋田空港旅行商品造成支援事業

秋田空港利用促進協議会

## 事業の概要

秋田空港の利用促進を図るため、同空港を利用する旅行商品を造成する旅行会社に対して、旅行商品が催行された場合に、送客実績に応じて、予算の範囲内で支援します。

## 支援内容及び交付額

支援内容		対象路線	要件		交付額
秋田空港イン旅行商品	①企画・プロモーション経費への支援	秋田空港発着定期便全路線	・令和6年4月以降に企画及び募集を開始し、令和7年2月末までに催行すること ・広告に支援を受けている旨を表記すること (例：秋田空港利用促進協議会協賛) ・実績確認が可能であること	・県内の宿泊施設に1泊以上すること  ・①の商品に係るバスの借上料であること  ・県内事業者のバスを借り上げること	送客に応じて、以下の金額を支援  交付額A：基本額 交付額B：いずれかを満たす場合 ・12月～2月の催行 ・札幌線又は中部線の利用 ・内陸線又は由利鉄の利用
	②バス借上料への支援				・バス1台につき4万円(借上料の1/2)を上限 ・商品1件につき12万円(3台分)を上限
秋田空港チャーター便旅行商品	企画・プロモーション経費への支援	秋田空港発着チャーター便(国内)	—	—	上限10万円/商品

## 申請の流れ

手続き	旅行会社(事業者)	事務局
①申請	申請書の提出【様式第1号】※造成前	事業承認通知【2号】
②実績報告	実績報告書の提出【3号】	交付額の確定通知【4号】
③請求	請求書の提出【5号】	交付金の振込

お問い合わせ  
申請先

秋田県観光文化スポーツ部 交通政策課

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎1階

TEL：018-860-1282 Mail：koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp

アキタファン旅行事業者向け情報サイト

検索

